

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 予算額 752,985 千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,134,516	1,330,155	0	43,453	73,647	687,261
	高齢者福祉事業	257,916	1,813	31,200	13,340	20,477	191,086
	児童福祉事業	5,033,698	1,876,294	0	287,196	277,802	2,592,406
	母子福祉事業	48,734	23,121	0	2,310	2,255	21,048
	生活保護扶助事業	1,194,700	887,918	0	6,015	29,111	271,656
	その他	200,389	9,433	0	2,596	18,231	170,129
	小計	8,869,953	4,128,734	31,200	354,910	421,523	3,933,586
社会保険	国民健康保険事業	553,000	256,842	0	0	28,665	267,493
	介護保険事業	985,212	0	0	0	95,357	889,855
	後期高齢者医療事業	1,269,500	175,635	0	0	105,873	987,992
	小計	2,807,712	432,477	0	0	229,895	2,145,340
保健衛生	高齢者医療事業	245,102	93,938	0	30,000	11,727	109,437
	疾病予防事業	349,270	24,984	0	12,374	30,189	281,723
	健康増進事業	509,712	9,471	0	20,911	46,394	432,936
	母子保健事業	111,120	20,209	0	816	8,720	81,375
	診療所運営事業	63,574	0	0	16,701	4,537	42,336
	小計	1,278,778	148,602	0	80,802	101,567	947,807
合計	12,956,443	4,709,813	31,200	435,712	752,985	7,026,733	

※ 平成26年4月以降に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。